

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成25年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 随意契約に係る物品（特定役務）の名称及び数量 平成25年度心とからだの健康観察調査業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課、室等の名称及び所在地 岩手県教育委員会事務局学校教育室 岩手県盛岡市内丸10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成25年8月19日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 富士通株式会社岩手支店 岩手県盛岡市中央通三丁目1番2号
- 5 随意契約に係る契約金額 41,160,000円
- 6 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当